

平成24年3月9日

「和食；日本人の伝統的な食文化」の無形文化遺産代表一覧表への 提案について

本9日（金）、外務省において無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議が開催され、我が国として、無形文化遺産保護条約に基づく無形文化遺産代表一覧表への記載に向け、「和食；日本人の伝統的な食文化」を提案することを決定しました。

今回の決定を受け、今月末までに無形文化遺産保護条約の事務局であるユネスコに提案書等の提出を行い、その後、審査機関による検討・審査を経て、最短で平成25年秋の無形文化遺産保護条約政府間委員会において記載の可否が審議される予定です。

（外務省・農林水産省同時発表）

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課
文化財国際協力室長 南 新平（内線 2869）
室長補佐 竹田 透（内線 3143）
係長 香取 雄太（内線 2870）
電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2870（直通）
FAX：03-6734-3820

平成24年2月17日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」

に係る提案候補の決定について

ユネスコ無形文化遺産保護条約の「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、「代表一覧表」）」への提案については、本日開催された文化審議会文化財分科会（会長：佐々木丞平・（独）国立文化財機構理事長）において、「和食；日本人の伝統的な食文化」を提案候補とすることを決定しました。

今後は、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議（構成：外務省、文化庁、農林水産省）の審議を経た上で、ユネスコへ提出されることとなります。

[審議の経緯]

平成23年7月21日 文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会（委員長：神崎宣武・旅の文化研究所長）
平成24年1月24日 //
平成24年2月6日 //
平成24年2月17日 文化審議会文化財分科会（会長：佐々木丞平・（独）国立文化財機構理事長）

[平成24年申請の提案候補]

「和食；日本人の伝統的な食文化」

（概要は、別添「日本食文化の無形文化遺産記載提案書の概要（平成24年2月・日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会作成）」のとおり。）

次頁あり

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課
課長 湊屋 治夫（内線 2859）
文化財国際協力室長 南 新平（内線 2869）
室長補佐 竹田 透（内線 3143）
係長 香取 雄太（内線 2870）
電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2870（直通）
FAX：03-6734-3820

[提案の理由]

1. 和食（日本食文化）は、四季や地理的な多様性による「新鮮で多様な食材の使用」、「自然の美しさを表した盛りつけ」などといった特色を有しており、日本人が基礎としている「自然の尊重」という精神に則り、正月や田植え、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結びつきを強めるという社会的慣習であり、条約に定める「無形文化遺産」として提案することが適切であると認められる。さらに、日本食文化を保護し、価値を高め、子どもや孫の世代に伝えることは、広く国民の支持を得ている（「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」アンケート調査結果）。
2. また、東日本大震災による原発事故により風評被害を受けている日本食に対する信頼を回復する必要があるとともに、日本食文化は日本全体に関わるものであり、日本全体の震災からの復興のシンボルとして世界に向けてアピールするために、早急にユネスコに申請する必要がある。
3. 平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」において「我が国が誇るべき食文化について、理解の促進とその魅力向上を図り、日本文化の発信につなげるため、ユネスコ無形文化遺産への登録を推進する。」とされている。

[今後の日程について]

| | |
|------------|------------------------------------|
| 平成24年3月 | 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議（政府として提案候補の最終決定） |
| 平成24年3月31日 | ユネスコへの提案書提出期限 |
| 平成25年10月 | 補助機関による勧告 |
| 平成25年11月 | 第8回政府間委員会 |

※「和食；日本人の伝統的な食文化」が審査される最短の日程

無形文化遺産の保護に関する条約の概要

経緯



無形文化遺産の概要

(分野の例示) 芸能、社会的慣習、祭礼行事、伝統工芸技術など

条約の内容

(目的)
無形文化遺産の保護
関係ある社会、集団、個人の無形文化遺産を尊重することの確保 など

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」の作成

「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成

無形文化遺産基金による「国際援助」 など

「代表一覧表」への記載の流れ
(2009年9月から記載開始)

締約国がユネスコへ提案

政府間委員会の補助組織
による審査

政府間委員会において決定

「代表一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産

【重要無形文化財】

- ・能楽(のうがく)
- ・人形浄瑠璃文楽(にんぎょうじょうりぶんらく)
- ・歌舞伎(かぶき)
- ・雅楽(ががく)
- ・小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)
- ・石州半紙(せきしゅうばんし)
- ・組踊(くみおどり)
- ・結城紬(ゆうきつむぎ)

【重要無形民俗文化財】

- ・日立風流物(ひたちふりゅうもの)
- ・京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)
- ・甕島のトシドン(こしきじまのとしどん)
- ・奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)
- ・早池峰神楽(はやちねかぐら)
- ・秋保の田植踊(あきうのたうえおどり)
- ・チャッキラコ(ちゃっきらこ)
- ・大日堂舞楽(だいにちどうぶがく)
- ・題目立(だいもくたて)
- ・アイヌ古式舞踊(あいぬこしきぶよう)
- ・壬生の花田植(みぶのはなたうえ)
- ・佐陀神能(さだしんのう)

計 20 件